

株式会社日本政策金融公庫資産評価委員会規則（案）

（組織）

第一条 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第十九条第一項に規定する評価委員（以下「委員」という。）は、株式会社日本政策金融公庫資産評価委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

（運営）

第二条 委員会の運営は、株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第四百四十三号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（委員長）

第三条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第四条 委員会の会議は、委員長が日時、場所及び議題を定めて招集する。

第五条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第六条 会議は、委員の過半数の出席（第八条第二項の規定による出席を含む。次条において同じ。）がなければ、開くことができない。

第七条 会議の議事は、委員の過半数で決する。

第八条 委員はあらかじめ指名した者を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、委員は、議長に対し、あらかじめ委任状を提出し、議長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により、あらかじめ指名をした者を代理人として議決権を行使する委員は、会議に出席した委員とみなす。

第九条 会議に出席する委員は、あらかじめその指名する者を出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

2 議長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

第十条 会議は、非公開とする。

2 会議資料は、公開とする。ただし、会議において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第十一条 会議の議事の概要は、議事録に記載しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 会議開催の日時及び場所

二 出席者の氏名

三 議題

四 議事の経過及びその結果

3 議事録は、議長の署名を受けなければならない。

4 議事録は、公開とする。ただし、議長が特に必要があると認めた事項については、非公開とすることができる。

(事務局)

第十二条 委員会の庶務は、財務省大臣官房政策金融課、厚生労働省健康局生活衛生課、農林水産省経営局金融調整課及び中小企業庁事業環境部金融課において処理する。

(雑則)

第十三条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。